

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日出町は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

後期高齢者医療に関する事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結するとともに、情報の利用等について定期的に監査を実施している。

評価実施機関名

大分県日出町長

公表日

令和8年2月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、大分県後期高齢者医療広域連合規約等により、被保険者の資格管理、被保険者への保険給付管理、保険料の賦課管理、保険料の収納、滞納及び還付管理、被保険者の登録、申請及び届出の受付、納付書、督促状及び催告書の発行等の事務を行うものである。 特定個人情報を以下の事務で取扱う。
③システムの名称	(1)大分県後期高齢者医療広域連合電算処理システム (2)Acrocity後期高齢者システム (3)MICJET番号連携サーバ (4)Acrocity行政基本システム (5)中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表 85の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし(後期高齢者医療に関する事務において情報提供ネットワークシステムにおける情報提供は行わない。) (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 117の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課、健康増進課
②所属長の役職名	税務課長、健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 TEL:0977-73-3150
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 TEL:0977-73-3123 健康増進課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 TEL:0977-73-3133
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	日出町側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年6月8日	I 1. ②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、大分県後期高齢者医療広域連合規約等により、被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び資格証明書の引渡し並びに返還の受付、保険給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し、保険料に関する申請の受付及びこれらの事務に付随する事務等を行うものである。特定個人情報以下の事務で取扱う。 ①後期高齢者医療給付の支給 ②保険料の徴収	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、大分県後期高齢者医療広域連合規約等により、被保険者の資格管理、被保険者への保険給付管理、保険料課管理、収納・滞納管理に関する被保険者の登録、申請及び届出の受付、納付書、督促状、催告書の発行等の事務を行うものである。 特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ①後期高齢者医療広域連合への情報提供 ②後期高齢者医療被保険者資格の管理 ③後期高齢者医療被保険者への保険給付管理 ④後期高齢者保険料の賦課管理 ⑤後期高齢者医療保険料の納入・滞納の管理	事前	
平成27年6月8日	I 1. ③システムの名称	Tops21後期高齢者医療システム	大分県後期高齢者医療広域連合電算処理システム Tops21後期高齢者医療システム 中間サーバー	事前	
平成27年6月8日	I 4. ②法令上の根拠	1. 番号法別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 83の項(別表第二における情報照会の根拠) 82の項	1. 番号法第19条及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 80.83の項(別表第二における情報照会の根拠) 80.82の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)における情報提供の根拠 第43条(別表第二における情報照会の根拠) 第43条	事前	
平成28年5月8日	I 1. ③システムの名称	大分県後期高齢者医療広域連合電算処理システム Tops21後期高齢者医療システム 中間サーバー	(1)大分県後期高齢者医療広域連合電算処理システム (2)Tops21-e後期高齢者医療システム (3)Tops21-e統合命名システム (4)Tops21-e共通管理システム (5)中間サーバー	事後	
平成28年5月8日	I 3. 法令上の根拠	別表第一 59の項	第9条第1項及び別表第一 59の項	事後	
平成28年5月8日	I 3. 法令上の根拠	なし	3. 番号法第9条第2項及び日付行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条	事後	
平成28年5月8日	I 4. ②法令上の根拠	1. 番号法第19条及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 80.83の項(別表第二における情報照会の根拠) 80.82の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)における情報提供の根拠 第43条(別表第二における情報照会の根拠) 第43条	(情報提供の根拠) -番号法第19条第7号及び別表第二 80.83の項 -行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(主務省令)(平成26年内閣府、総務省令第7号)第43条 (情報照会の根拠) -番号法第19条第7号及び別表第二 80.82の項 -主務省令第43条	事後	
平成28年5月8日	I 5. ②所属長	視務課長 藤 英訓、健康増進課長 高倉 晋介	視務課長 岡野 修二、健康増進課長 利光 隆男	事後	
平成29年7月7日	I 3. 法令上の根拠	1. (略) 2. (略) 3. 番号法第9条第2項及び日付行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条	1. (略) 2. (略)	事後	
令和1年6月10日	I 5. ②所属長の役職名	視務課長 岡野 修二、健康増進課長 利光 隆男	視務課長、健康増進課長	事後	
令和1年6月10日	IV リスク対策	なし	項目の追加	事後	新様式への変更
令和2年9月16日	I 1. ③システムの名称	(1)大分県後期高齢者医療広域連合電算処理システム (2)Tops21-e後期高齢者医療システム (3)Tops21-e統合命名システム (4)Tops21-e共通管理システム (5)中間サーバー	(1)大分県後期高齢者医療広域連合電算処理システム (2)Acrocity後期高齢者システム (3)MICJET番号連携サーバ (4)Acrocity行政基本システム (5)中間サーバー	事前	令和2年11月24日より変更
令和2年9月16日	I 4. ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) -番号法第19条第7号及び別表第二 80.83の項 -行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(主務省令)(平成26年内閣府、総務省令第7号)第43条 (情報照会の根拠) -番号法第19条第7号及び別表第二 80.82の項	(情報提供の根拠) -番号法第19条第7号及び別表第二 80.83の項 -行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(主務省令)(平成26年内閣府、総務省令第7号)第43条 (情報照会の根拠) -番号法第19条第7号及び別表第二 82の項	事後	
令和2年9月16日	II 1. 対象人数	平成26年11月28日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和2年9月16日	II 2. 取扱者数	平成26年11月28日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和3年7月6日	I 3. 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第一 59の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第46条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第一 59の項	事後	
令和3年7月6日	I 4. ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) -番号法第19条第7号及び別表第二 80.83の項 -行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(主務省令)(平成26年内閣府、総務省令第7号)第43条 (情報照会の根拠) -番号法第19条第7号及び別表第二 82の項	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二 80.83の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二 82の項	事後	
令和3年7月6日	II 1. 対象人数	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和3年7月6日	II 2. 取扱者数	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和4年3月11日	I 1. ②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、大分県後期高齢者医療広域連合規約等により、被保険者の資格管理、被保険者への保険給付管理、保険料賦課管理、収納・滞納管理に関する被保険者の登録、申請及び届出の受付、納付書、督促状、催告書の発行等の事務を行うものである。 特定個人情報以下の事務で取扱う。 ①後期高齢者医療広域連合への情報提供 ②後期高齢者医療被保険者資格の管理 ③後期高齢者医療被保険者への保険給付管理 ④後期高齢者保険料の賦課管理 ⑤後期高齢者医療保険料の納入・滞納の管理	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、大分県後期高齢者医療広域連合規約等により、被保険者の資格管理、被保険者への保険給付管理、保険料の賦課管理、保険料の収納、滞納及び運行管理、被保険者の登録、申請及び届出の受付、納付書、督促状及び催告書の発行等の事務を行うものである。 特定個人情報以下の事務で取扱う。 ①後期高齢者医療広域連合への情報提供 ②後期高齢者医療被保険者資格の管理 ③後期高齢者医療被保険者への保険給付管理 ④後期高齢者保険料の賦課管理 ⑤後期高齢者医療保険料の納入、滞納及び運行管理	事前	
令和4年3月11日	II 1. 対象人数	令和3年3月31日時点	令和4年3月1日時点	事前	
令和4年3月11日	II 2. 取扱者数	令和3年3月31日時点	令和4年3月1日時点	事前	
令和4年10月24日	II 1. 対象人数	令和4年3月1日時点	令和4年7月1日時点	事後	
令和4年10月24日	II 2. 取扱者数	令和4年3月1日時点	令和4年7月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月27日	I 4. ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二 80.83の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二 82の項	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二 80の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二 82の項	事前	
令和5年10月27日	II 1. 対象人数	令和4年7月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和5年10月27日	II 2. 取扱者数	令和4年7月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和5年2月20日	I 3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第一 59の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表 85の項	事後	
令和5年2月20日	I 4. ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二 80の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二 82の項	(情報提供の根拠) なし(後期高齢者医療に関する事務において情報提供ネットワークシステムにおける情報提供は行わない。) (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 117の項	事後	
令和5年2月20日	9. 規則第9条第2項の適用				新様式への変更に伴う追加項目
令和5年2月20日	II 1. 対象人数	令和5年8月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	
令和5年2月20日	II 2. 取扱者数	令和5年8月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	
令和5年2月20日	IV 8. 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	新様式への変更に伴う追加項目
令和5年2月20日	IV 8. 人手を介在させる作業判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	新様式への変更に伴う追加項目
令和5年2月20日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		1) 目的外の手が行われるリスクへの対策	事後	新様式への変更に伴う追加項目
令和5年2月20日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	新様式への変更に伴う追加項目
令和5年2月20日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		日出町側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設けている。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	新様式への変更に伴う追加項目